

「限度額適用認定証」をご利用ください

※70歳未満の患者さまへ

70歳以上の患者さまで現役並み所得者に該当する方へ

病院窓口にて提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。（お支払いは保険医療機関（入院・外来別）それぞれでの取扱いとなります。）

病衣使用料・個室使用料等、保険外負担分は医療費には含まれません。

自己負担限度額（1日から月末まで）

上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

ア、Ⅲ：252,600円 + (医療費－842,000円) × 1% （食事代1食：460円）

イ、Ⅱ：167,400円 + (医療費－558,000円) × 1% （食事代1食：460円）

ウ、Ⅰ：80,100円 + (医療費－267,000円) × 1% （食事代1食：460円）

エ：57,600円 （食事代1食：460円）

オ：35,400円 （食事代1食：210円）

※事前に、加入されている医療保険の保険者への申請が必要です。

※申請した月の受診分からの適用になりますが、認定証の交付には加入されている保険によっては数日かかる場合があります。

※交付された「限度額適用認定証」は、必ず病院窓口にご提示ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

※70歳以上の患者さまへ

病院窓口にて提示すると、医療費の負担限度額が下がり、入院時の食事代が減額されます。住民税非課税世帯に該当する方が対象です。

窓口負担については、1か月ごと、1医療機関ごととなります。

申請した月の受診分からの適用になります。事前に市町村窓口にて申請し、交付を受けてください。交付された認定証は必ず病院窓口にてご提示ください。

病衣使用料・個室使用料等、保険外負担分は医療費には含まれません。

(1) 住民税非課税世帯の方で、所得が一定基準以下の方など

低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	自己負担限度額(入院)	57,600円(一般)	⇒	15,000円
	食事代1食につき	460円(一般)	⇒	100円
	自己負担限度額(外来)	18,000円(一般)	⇒	8,000円

(2) 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ(区分Ⅰ)以外の方など

低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	自己負担限度額(入院)	57,600円(一般)	⇒	24,600円
	食事代1食につき	460円(一般)	⇒	210円
	自己負担限度額(外来)	18,000円(一般)	⇒	8,000円

※過去1年間の入院日数が通算で90日を超えている場合(長期)

	食事代1食につき	460円(一般)	⇒	160円
--	----------	----------	---	------

(一部負担金は変わりません。)

上記の要件に該当するかわからないときは、お住まいの市町村窓口

又は、加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。